

公の施設【基本情報】

施 設 名	曽野木地区公民館
所 管 部・課	中央公民館
所 在 地	新潟市江南区天野2丁目7番2号
根 拠 法 令	教育基本法、社会教育法
設 置 条 例	新潟市公民館条例
施 設 概 要	敷地面積:6,794.62㎡、建築延面積:2,012.31㎡ ※1階曽野木連絡所、2階曽野木地区図書室、3階旧コミュニティ協議会事務室 建築構造:鉄筋コンクリート造3階建 施設内容(構成施設の内容) 2階:事務室(71.058㎡)、講座室207(46.875㎡)、講座室208(46.875㎡)、和室・小(13㎡) 和室・大(34㎡)、調理実習室(73.41㎡)、保育室(75.277㎡) 3階:大ホール(280.242㎡)、音楽室(75.277㎡)

施 設 の 設 置 目 的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とします。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 ， 方 針 等
公民館の役割 「新潟市教育振興基本計画」の基本施策を推進するため、公民館は、多様な市民が支え合い全ての人々が安心して暮らせる、魅力と活力あふれる新潟市の実現に向けて課題解決に取り組む場となるよう努めていきます。 また、市民が生涯にわたって学び続けられる環境を整え、こどもから大人まであらゆる世代が教育や社会貢献に積極的に参加できるような活動を支援していきます。 公民館の方向性 1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組(旧 基本施策) (1) 人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2) 家庭における教育力向上の支援 (3) 青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4) 高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5) 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供